

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年3月28日

【会社名】 ナブテスコ株式会社

【英訳名】 Nabtesco Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 寺本 克弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03-5213-1134

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 黒須 昭仁

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03-5213-1134

【事務連絡者氏名】 コーポレート・コミュニケーション部長 黒須 昭仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2018年3月27日開催の第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2018年3月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金38円 総額 4,719,600,342円

ロ 効力発生日

2018年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

① 当社では、執行役員の任期につき、現行定款第43条第1項により「選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定め、毎年の定時株主総会直後に開く取締役会で執行役員を選任し、翌年の定時株主総会の終結までを任期とするのを通例としておりました。しかしながら、各事業年度における業務執行についての責任をさらに明確化する観点からは、執行役員の任期を事業年度と合致させることが適当であると考えます。そこで、最適な業務執行体制の機動的な構築を可能とすることを目的として、執行役員の任期の定めを定款から削除することとし、執行役員の任期については、取締役会が定める執行役員制度規則にて規定するよう改めることとします。

② また、当社の取締役会の役割として、経営監督を重視したものとし、業務執行は執行役員を中心に実行していく体制とすることをより明確化する観点から、社長を執行役員の役位へと変更し、執行役員の中から社長を選定するように改めるとともに、取締役会議長である取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたします。

③ 上記2点に基づき、現行定款第23条第2項および第43条に所要の変更を行い、これに関連して、株主総会の招集者および議長に関する現行定款第15条、その他、現行定款第41条、第45条に所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、小谷和朗、寺本克弘、十万真司、箱田大典、上仲宏二、橋本悟郎、秋田敏明、藤原裕、内田憲男及び山崎直子を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	918,708	8,131	0	(注)1	可決 99.12
第2号議案 定款一部変更の件	926,234	656	0	(注)2	可決 99.93
第3号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
小谷 和朗	904,592	14,417	7,879		可決 97.59
寺本 克弘	918,619	8,271	0		可決 99.11

十万 真司	918,497	8,393	0		可決 99.09
箱田 大典	918,507	8,383	0		可決 99.10
上仲 宏二	909,497	9,514	7,879		可決 98.12
橋本 悟郎	918,512	8,378	0		可決 99.10
秋田 敏明	909,497	9,514	7,879		可決 98.12
藤原 裕	901,990	23,899	0		可決 97.42
内田 憲男	925,838	1,052	0		可決 99.89
山崎 直子	926,102	788	0		可決 99.91

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。